

ひたちなか市
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和4年4月施行版)

自立援助訪問型サービス費(独自)サービスコード表 … P1

健康向上通所型サービス費(独自)サービスコード表 … P2

健康維持通所型サービス費(独自/定率)サービスコード表 … P3

※ ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ(CSVファイル)は、ひたちなか市のホームページに掲載してありますのでご活用ください。

1 自立援助訪問型サービス費(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2(20分未満)	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	

※1 スについて、所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計

※2 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 健康向上通所型サービス費(独自)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	1,672	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			55 単位	55	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2(週1回程度)	1,872 単位	1,872	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			62 単位	62	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,428 単位	3,428	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			113 単位	113	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	384 単位	384	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位	395	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の 5% 加算				1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100		
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225		
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I /2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II	ト 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II /2	ト 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21			運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700		
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算		リ 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2		リ 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22			要支援2(週1回程度)	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22			要支援2(週1回程度)	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算 III /22			要支援2(週1回程度)	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I		ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1	(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II /21			200 単位加算	200		
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II /22			運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I /2			(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II /2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算		ワ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2		ワ 科学的介護推進体制加算	40 単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	1月につき		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			55 単位		39	1日につき	
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,872 単位		1,310	1月につき	
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			62 単位		43	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428 単位		2,400	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			113 単位		79	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		384 単位	269	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		395 単位	277	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			55 単位		39	1日につき	
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,872 単位		1,310	1月につき	
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			62 単位		43	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428 単位		2,400	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			113 単位		79	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		384 単位	269	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		395 単位	277	

※1 ルについて、所定単位数は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

※2 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※3 各種加算のサービスコードは、基本サービス費(イ 通所型サービス費(独自))が「パターン2(黄色着色箇所)」の場合は、「パターン2(黄色着色箇所)」で請求してください。

3 健康維持通所型サービス費(独自/定率)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	給付率	
種類	項目							
A7	1001	健康維持通所型サービス (1割負担)	イ 通所型 サービス費 (独自)	事業対象者・ 要支援1・2	256 単位	256	90%	
A7	1002	健康維持通所型サービス (2割負担)			256 単位	256	80%	
A7	1003	健康維持通所型サービス (3割負担)			256 単位	256	70%	
A7	1011	健康維持通所型サービス (運動器機能向上加算・1割負担)			イ 運動器機能向上加算	30 単位	30	90%
A7	1013	健康維持通所型サービス (運動器機能向上加算・2割負担)			イ 運動器機能向上加算	30 単位	30	80%
A7	1014	健康維持通所型サービス (運動器機能向上加算・3割負担)			イ 運動器機能向上加算	30 単位	30	70%
A7	1012	健康維持通所型サービス (地域連携加算)			ハ 地域連携加算(利用者負担なし)	10 単位	10	100%
A7	1021	健康維持通所型サービス (送迎片道なし・1割負担)			送迎を片道利用しない場合の減算	△25 単位	231	90%
A7	1022	健康維持通所型サービス (送迎往復なし・1割負担)			送迎を往復利用しない場合の減算	△50 単位	206	90%
A7	1023	健康維持通所型サービス (送迎片道なし・2割負担)			送迎を片道利用しない場合の減算	△25 単位	231	80%
A7	1024	健康維持通所型サービス (送迎往復なし・2割負担)			送迎を往復利用しない場合の減算	△50 単位	206	80%
A7	1025	健康維持通所型サービス (送迎片道なし・3割負担)			送迎を片道利用しない場合の減算	△25 単位	231	70%
A7	1026	健康維持通所型サービス (送迎往復なし・3割負担)			送迎を往復利用しない場合の減算	△50 単位	206	70%

1 運動器機能向上加算【30単位/回/人】

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

- (1)機能訓練指導の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は一定の実務経験を有するはり師、きゅう師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること(同一敷地内の他の事業所との兼務可)。
- (2)利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、管理者、従事者その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を健康維持通所型サービス計画に示していること。
- (3)運動器機能向上計画に従い、従事者その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4)利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5)別に市長の定める基準に適合している指定健康維持通所型サービス事業所であること。

2 地域連携加算【10単位/回/人】※事業所のみに加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、ボランティアや地域のリーダー育成等の貢献に資すると認められるものを行った場合は、1回につき所定単位数を事業所のみに加算する。

- (1)事業所と同一日常生活圏域内のコミュニティセンターや集会場等でサービスを提供すること。
- (2)サービス提供に地域のボランティアを活用し、軽い運動やレクリエーションなどの補佐的役割を担ってもらうとともに、当該ボランティアに対し、地域の介護予防活動のリーダー育成等につながる指導等を行うこと。
- (3)別に市長の定める基準に適合している指定健康維持通所型サービス事業所であること。